

# 徳島大学大学教育再生加速プログラム実施専門委員会規則

平成26年9月17日  
大学教育委員会制定

(趣旨)

第1条 この規則は、徳島大学大学教育委員会規則第9条第2項の規定に基づき、徳島大学大学教育再生加速プログラム実施専門委員会（以下「専門委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教養教育科目「S I H道場～アクティブ・ラーニング入門～」の開発及び実施に関すること。
- (2) 徳島大学におけるアクティブ・ラーニングに関する調査及び評価に基づく改善に関すること。
- (3) アクティブ・ラーニングを推進するための環境整備に関すること。
- (4) その他アクティブ・ラーニングの推進に関すること。

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長（教育担当）
- (2) 教養教育院長
- (3) 総合教育センター教育改革推進部門長
- (4) 各学部及び教養教育院から選出された教員 各1人
- (5) 総合教育センターから選出された教員 3人
- (6) 学務部長、学務部教育支援課長及び学務部教育支援課教育企画室長
- (7) その他専門委員会が必要と認める者

2 前項第4号、第5号及び第7号の委員は、学長が命ずる。

(任期)

第4条 前条第1項第4号、第5号及び第7号の委員の任期は2年とする。ただし、当該委員が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 専門委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 専門委員会に副委員長を置き、第3条第1項第2号及び第3号の委員をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代理出席)

第7条 第3条第1項第4号及び第5号の委員が会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 専門委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 専門委員会の庶務は、学務部教育支援課教育企画室において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、専門委員会について必要な事項は、専門委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年9月17日から施行する。

2 この規則施行後、最初に選出される第3条第1項第4号、第5号及び第7号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。